

平成18年12月8日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時15分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
6番	田中	正文	20番	久木	拓栄
5番	越後	敏明	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	23番	木村	正男
8番	寺岡	真貴子	24番	山本	辰栄
9番	富沢	軒康	26番	稲村	幸雄
10番	堂下	健一	27番	吉島	陸男
11番	松島	信夫	28番	長谷川	勝朗
12番	桜井	俊一	29番	竹内	利長
13番	林	一夫			
14番	萬上	俊之			
15番	松浦	恒義			

(欠席議員)

22番 南 正弘(午後から欠席) 25番 泉 貢(午後から欠席)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	細川	義雄
助	役	坪野	高志
助	役	綱木	常一
総務課	長	田端	正敏
富来支所	長	二見	博
企画財政課	長	浜崎	克義
監理課	長	木坂	孫信
税務課	長	柴田	一廣
住民課	長	田村	実

子育て支援課長	宮 本 俊 一
健康福祉課長	笹 川 門 治
生活安全課長	藤 澤 仁
商工観光課長	山 崎 脩 平
農林水産課長	山 本 政 直
建設課長	田 中 正 嗣
上下水道課長	横 川 外 治
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会計課長	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	細 川 幸 男
生涯学習課長	中 田 政 光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 議案第133ないし第147号並びに町政一般  
(質疑、質問)
- 日程第2 議会運営委員会委員の選任及び産業建設常任委員長の互選
- 日程第3 町長提出 議案第133ないし第147号  
(委員会付託)

---

( 開 議 )

松浦 恒義議長 ただ今の出席議員は29名であります。  
定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。  
議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

日程第 1 . 町長提出 議案第 1 3 3 号ないし議案第 1 4 7 号並びに町政一般

( 質疑、質問 )

松浦 恒義議長 続いて、町長から提出のありました、議案第 1 3 3 号ないし第 1 4 7 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を許します。

9 番 富澤 軒康 君。

富澤 軒康議員 はい、議長。

皆さん、おはようございます。本日、私は通告に従いまして、以下 3 点の質問をさせていただきます。まず 1 点目の質問といたしまして新年度予算に関する質問であります。

今年度のわが国の経済は、かつての不況から完全に立ち直り、消費や設備投資はことのほか良好で、消費者物価もわずかながらプラスに転じている状況であります。しかしながら、確かに景気が上向いているとはいえ、まだまだ地方においては、大変厳しい状態が続いている現状であり、地方公共団体においては、国の三位一体改革や行財政改革で、地方全体で、平成 1 6 年度から今年度までの三年間で国庫補助負担金 4 兆円および地方交付税 5 兆円の削減見直しが行われ、これらに伴う地方への税源移譲額は 3 兆円になっております。

地方自治体は、かつてないこのような厳しい状況となっており、今年度の町の歳入におきましても、こうした改革の波をもろに受け、今年度は歳入不足を補うために、財政調整基金、減債基金、使用可能な基金を取り崩し、その上目的基金である漁業振興基金を後年度に返還の義務を負う繰り替え運用の手法を採用して、予算編成を行ったわけではあります。来年度からは志賀原発 2 号機の大規模償却資産による固定資産税が入り、歳入は今年度より楽になるとはいえ、将来に対する基金の上乗せもしなくてはいけなく、厳しさは依然変わらない状況であります。

従いまして、来年度の予算編成は、今日のように少しでも余力のあるうちに事務事業の再編、整理、廃止、統合、財政の健全化の展開などをはじめとして、職員一人ひとりが強固な意識改革を持ちながら強力に行財政改革を推進することで、足腰の強い経営体質を確立しなければならないと思っております。

つまるところ、最少経費で最大の効果をあげることを目的に事務事業の見直し財政の健全化、定員の適正化、施設の統廃合、さらには町民の福祉の向上と町勢発展を図るために、町民にとって真に必要な事業の実施や町民参画の地域づくりに配慮し、創意工夫をこらしたメリハリのある予算編成をしていただきたいというふうに思っております。その様な事を踏まえた上で質問をいたします。

1点目は、新年度予算を編成するにあたり重点課題項目は何なのか、どのような施策であるのかを質問いたします。

2点目は、本町の行財政改革の取り組み方はどのようなものなのか。

3点目は、経常経費削減の具体策についての質問であります。

私の要望といたしまして、来年度の重点課題項目は少子高齢化に対するいろいろな施策であり、特に少子化であるわけですが、さらなる対策と子育て応援プラン、子育て支援策に力を入れていただきたいというふうに思っております。

町の人口推移を見ましても、平成17年の国勢調査では、本町の人口が23,790人、前回平成12年度調査よりは1,606人減少となり、年平均では320人も減少しております。このまま推移していきますと、第一次総合計画案の中では10年後、約21,000人の人口規模でまちづくりを行うということではありますが、実際2万人を切るのではなかろうかと大変な危惧をしているところであります。

今年度から出生数を死亡数が上まわる総人口が減少に転ずる「人口減少社会」へと突入したわけであります。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題などありとあらゆるものに影響を及ぼす社会問題となっているわけであります。私はこの人口増減こそがまちづくりのキーポイントであるというふうに確信しております。

子供を持ちたいという親の希望に応え、子供を安心して産み育てやすくする環境整備のための支援策をさらに拡充し充実を図る必要があり、また子育て支援は、単に親の負担を軽減するだけでなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能や家族の絆を強めることにつながっております。そのようなことから、今年度もいろいろな

面での施策事業を行って、それなりに効果を挙げてきておるわけですが、来年度は今年度以上に充実した支援策をお願いいたします。

2点目といたしまして、合併から現在までの職員研修内容とその成果についての質問であります。

これは先だっの12月4日の全協の場でも問題となったことですが、私は昨年9月の定例会において、これからの地方自治体の職員は、地方分権時代の新たな政策課題に取り組む能力と資質が強く求められること、また町民全体の奉仕者、町民本意に立った目線という観点からも、多様化する住民ニーズに対応した政策形成能力、業務遂行能力、行政経営能力を身につけていただくために、色々な所への研修の場というものを与えるべきであると提案させていただきました。

今年度からは人材育成基本方針に基づいて、石川県地方課、市町村アカデミー等へ、それぞれの職員にあったきめ細かな研修計画を作成して積極的に取り組んでいくとのことでしたが、その後、合併後14カ月経って、今までの研修内容とその成果について質問をいたします。

最後の質問であります、富来地域におけるコミュニティバスの具体的な運行計画についてであります。

合併後初めて行われた議会の一般質問やまた今年度行われた町政懇談会での席上、どの地域におきましても、必ずといってよいほどあがった質問、要望事項は19年度から運行されるであろうと思われるコミュニティバスの質問であったというふうに聞いております。まさに、今一番の関心事は、この富来地域におけるコミュニティバスの運行と志賀全町にわたるCATVの整備に関する事項であるというふうに思います。

町長は答弁の中でコミュニティバスに関して、18年度中に運行計画の素案を示し、効果的、効率的な新町の総合的な公共交通体系の確立のために関係機関と協議を行うとのことですが、今年も残すところ20日あまり、今現在どのようなことになっているのかを質問して、私の質問を終わります。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

9番、富澤議員さんのご質問にお答えをいたします。

最初のご質問であります、平成19年度予算編成についてということで、19年度予算における重点課題項目はなにか、そしてまた来年度の重点課題項目としては少子化に対するいわゆる子育て応援プラン、支援策、こういったことに力をいれていくことではないかという質問であります。

平成19年度予算編成における重点項目につきましては、まず新町まちづくり計画に基づく各種施策を展開するものでありまして、合併後1年余りを経過する中で、合併の効果が最大限に現れるべく、事業を推進したいとこのように考えております。

具体的には、情報格差を是正するCATV事業や統合中学校の屋外運動場整備事業など、合併特例債を活用した事業や、若者定住を主眼とする定住促進住宅造成事業に、こういったことに着手することにしており、これらの事業が金額的に大きなウエイトを占めるわけではありますが、この他、富来地域でのコミュニティバスの運行事業や防災拠点施設整備事業など、合併に伴って早く実施しなければならないものについても、重点事業として位置づけして、進めていくことにしており、合併のメリットを町民に享受していただくことを最優先に考えて予算編成を行うことといたしております。

富沢議員のご意見のとおり、子育て支援事業につきましても少子化対策や、定住人口を増やす上で重要な事業と認識しており、本予算編成の中でどのような方策がよりよい方法かを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をひとつよろしく申し上げます。

次いで、ご質問の2点目ですが、行財政改革の取り組みについて答弁させていただきたいと思っております。

国によりますところの三位一体の改革やいわゆる骨太の方針2006などによって、地方自治体の経営は新たな局面を迎えていまして、特に財政事情は、今後大変厳しい状況が予想されます。

本町では、来年度から志賀原子力発電所2号機に伴う固定資産税の大幅な増が見込まれるとはいうものの、将来に向けた足腰の強い財政基盤を構築するためには、これまで以上に効率的でかつ効果的な行政運営体制を目

指す必要があります。

そのため、町では行政改革大綱及びこれを実践するための計画であります集中改革プラン、定員適正化計画を策定しまして、一昨日の12月6日に公表したところであります、今後はこの大綱、プラン等に基づいて、行財政改革を実践して参りたいと考えております。

特に合併に伴って肥大化した人員の削減、組織機構の改革、健全財政の推進、事務事業の改善、民間委託の推進、これらの検討については、重点的に実施しなければならない課題であると認識いたしております。

平成19年度においては、人員の削減について、職員の退職補充を極力抑制し、組織機構の改革については、堀松保育園の休止を行うとともに、担当課長制を廃止、職階制の見直し等についても検討して参りたい、このように思っております。また、健全財政の推進では、ただいま平成19年度の当初予算編成作業中ではありますが、将来の財政基盤強化のため、可能な限り基金を積み立て、地方債の繰上げ償還も実施したい、このように思っております。事務事業の改善では、行政評価制度を導入して、「計画 実行 評価 改善」というマネジメントサイクルを確立しまして、事務事業のあり方について常に検証しながら、行政に反映するシステムづくりに努めていきます。民間委託の推進では、これまでに38の町立の施設について指定管理者制度を導入いたしておりますが、さらに児童福祉施設、農林水産施設、社会体育施設などについても指定管理者の導入を検討して参りたいと思っております。

3つ目の予算編成に伴ういわゆる経常経費の削減の具体策についての質問であります、経常経費につきましては、平成17年度決算では、財政の弾力性を示す経常収支比率が98.9%となっておりまして、18年度はさらに上昇することが見込まれているところであります。

通常は80%程度までが安全域とされているところでありますけれども、近年の地方交付税の減額や三位一体改革の影響などで、全国ほとんどの自治体においてこうした財政状況が悪くなっているのが現状であります。

このような中におきまして、当町は志賀原子力発電所2号機の固定資産税が入るとは申しますものの、一過性であることに鑑みて、経常経費の削

減については一層の努力が必要だと思っております。

平成19年度予算編成につきましては合併して間もないために、削減目標値を定めておりませんが、予算査定で厳しく対応したいと考えております。具体的に申し上げますと、賃金、旅費、需用費、委託料などの物件費を極力圧縮して、経常経費の削減に取り組むこととしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

引き続きまして、合併から現在までの職員研修内容とその成果についてのご質問であります。

富澤議員さんが昨年9月の第1回定例会で自治大学校への派遣など職員研修体制の質問をされて、私が職員研修については積極的に対応したいと答弁をさせていただきました。

地方分権の推進が本格化する中で、職員には住民に最も身近な行政サービスの担い手として、限られた財源の中で、効率的な事業の執行、新しい政策形成能力、職務遂行能力が求められておるところから、職員の育成が非常に重要となってきたことは、富澤議員ご指摘のとおりであります。

このため、職員の自己形成の目標とすべき職員像や職員育成の方策を明記した「志賀町人材育成基本方針」を現在、策定しているところでございます。

さて、ご質問の合併後の研修内容と成果についてであります。合併が9月ということで、平成18年4月からの研修実績について申し上げたいと思います。

まず、派遣研修としまして、石川県地方課へ職員1名を4月から派遣しております。自治大学校へも約1月間、1名派遣いたしております。

また、専門的な研修カリキュラムで全国の地方自治体から多数の職員が受講する市町村アカデミーなど県外で開催されておりますところの専門研修に8名を派遣したほか、市町村職員研修所の研修に、4月から延べ72名の職員を派遣しております。

このほか、派遣研修だけではなく、接遇マナーの研修、法制執務研修、勤務評価者の研修、普通救命士講習など、多くの職員を対象に外部講師を招へいした集合研修を実施いたしております。



研修についての成果であります。研修を受けて直ちに、数値として表れてくるものではありませんけれども、職務に直接関連した法律の改正などによる対応をはじめ、職員の資質の向上に確実に役立っているものと認識しております。

今後とも、それぞれの職員にあった研修への派遣や集合研修を実施しまして、多くの職員に公平に研修の機会を与えて、職員の資質の向上を図りたいとこのように考えております。

続きまして、富来地域におけるコミュニティバスの具体的な運行計画についてであります。現在の進捗状況はどうなっているのか、こういったことについての質問であります。

本件の富来地域におけるコミュニティバスの運行計画につきましては、来年度中の運行開始を目指して、現在、企画財政課において、石川運輸支局と協議しながら検討を進めております。

これまで、近年の過疎地域における自治体コミュニティバスの運行形態や先進事例を調査いたしますとともに、志賀地域における「まごころバス」と「なないろバス」の現状と課題の検証、そして富来地域における路線バスや地域福祉センターの送迎バスなどの公共交通体系の現状把握など、運行計画策定の基礎資料となる調査研究を行ってまいりました。

今後は、地域の道路事情などを勘案しながら、運行ルートやバス停の設定など、具体的な運行計画の検討に取り組みますとともに、道路運送法改正に伴い組織の見直しが必要となってきております従前のコミュニティバス運行懇話会を発展的に、仮称であります。コミュニティバス運行協議会として組織する予定でありまして、この協議会において効果的で効率的な運行計画の素案を取りまとめたいと考えております。また、現段階の目標と致しまして、平成19年10月から試験運行を開始したいと考えておりますので、ひとつご理解いただくようお願いをいたしたいと思っております。以上であります。

松浦 恒義議長 5番、越後 敏明 君。

越後 敏明議員 はい、議長。

2つの項目について、質問いたします。まず、最初に来年度の予算編成

時期を迎えまして、志賀原子力発電所の税収について質問いたします。

志賀原子力発電所 2 号機が営業運転開始後、タービン羽根の損傷により停止が今日まで続いておりますが、税収面に関しまして影響がどれくらいあるのでしょうか。

また、来年度は原子力発電所による大型固定資産税の税収が見込まれておるわけですが、その額はどれくらいになるのでしょうか。更に、合併協定に明記されているところの電源立地に係る旧の志賀町限定の地域振興金はどのような措置が取られるのでしょうか。

そして、地区懇談会、あるいは区長会などで特に関心高い自治振興基金、これの初年度の積立額と、また何年かにわたりまして積み立てへとお考えなのか、それをお尋ねいたします。

次に高齢者自立支援ケアハウス施設についてお尋ねいたします。

高齢化社会の進展によりまして、10 年先には支援を必要とする高齢者の方がピークに達する模様であります。介護保険適用外を対象にした身体機能低下者、虚弱者、わけても同居親族のいない高齢の自立支援へ向けて、ケアハウスの設置、そして入所者への助成は急務かと思われませんが、町としての対応はどの様にお考えなのかお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

5 番、越後議員さんのご質問にお答えします。

まず、第 1 点目は志賀原子力発電所に係る税収について、今年の春より 2 号機の営業運転停止が続いているが、税収面での影響はどの程度あるのか。また、来年度に見込まれる大型固定資産税、いわゆる大規模償却資産税の税額はどれだけ見込んでいるのかといった質問であります。

志賀原子力発電所に係る税収についてであります。2 号機の営業運転停止による税収面への影響につきましては、法人町民税に少なからずの影響が予測されております。

北陸電力からの町法人町民税の税収は、平成 18 年度決算見込で、6,000 万円と能登幹線の鉄塔倒壊事故等の影響がでておりまして、平

成19年度の税収は2号機の停止の影響があるものの、8,500万円程度に回復すると、このように見込んでいます。

しかし、平成17年度に北陸電力が納入した法人町民税1億9,000万円に対し約45%程度と、影響は大きいと見込んでおります。

また2点目の志賀原子力発電所1号機及び2号機による固定資産税は、土地、家屋、償却資産を含め、総額51億円程度を見込んでおります。

このうち、大規模償却資産に係る部分につきましては、約46億円が見込まれまして、1号機に係る税収は約7億円、2号機に係る税収は約39億円というかたちになります。その他、送電線等の大規模償却資産に係る税収は2億円程度と、このように見込まれます。

次いで、電源立地に係る旧志賀地域独自の振興金は一般財源となるのか、基金のように積み立てとなるのか、こういった質問であります。電源立地に係る志賀地域独自の振興金につきましては、合併協定項目の中にありますとおり、総額41億円を基金として、積み立てるとしてあります。

これについては、10年間で相当額を積み立てる計画であります。中期的財政展望の中では、国の三位一体の改革、普通交付税の見直しなどで、当時との財政環境が変化したため、歳入の減少が見込まれ、積み立てについては非常に厳しい見通しとなったことは否めないわけでありまして、積み立て総額や基金から事業への振り替えなど、今後の状況を見据えながら、議会の皆様と協議しながら積み立てしていきたいと考えております。

また、志賀地域を対象とする自治振興基金積立金についてであります。この41億円の内数として積み立てを考えておりまして、額につきましては検討中でありまして、案が出た段階で議会の皆様にご報告申し上げたいと考えております。

いずれにいたしましても、非常に厳しい財政環境であります。この目標に向けて鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、この2点目の高齢者の自立支援ケアハウスの施設について、介護保険適用外の身体機能低下の独り暮らしの老人等のためにケアハウス施設と入所者の費用助成は必要と思うが、町としての対応はといった

ご質問であります。

現在、志賀町におきましては、富来地区に社会福祉法人が設置した定員30名のケアハウスがありますが、入所者の費用については収入に応じて定められておりまして、これに対する助成は考えておりません。

ケアハウスは自炊が出来ない程度の身体機能低下があって、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な高齢者が対象であります。町としてはある程度自立しているが、独り暮らしに不安を感じている高齢者の方には、ケアハウスよりも低い費用で利用することが出来る生活支援ハウスが適当であると考えておりまして、市町村計画の中におきましては、平成26年度に建設を予定しているところでありますけれども、前倒しということもありうるかもしれませんが、一応そういう計画であります。

以上でありますので、よろしく申し上げます。

松浦 恒義議長 次に8番、寺岡 真貴子 君。

寺岡真貴子議員 はい、議長。

本日もたくさんの傍聴を賜り、ありがとうございます。中に報道関係の皆様方がたいへん大勢おられますことは、先般より取りざたされております談合疑惑の事件についてであろうかと思えます。

新町志賀町にとりまして大変不名誉な本町のイメージを悪くするような事件によりまして、こうして注目を集めておりますことは大変遺憾であります。なによりこうした事件が、町政に対する町民の不審を招いていること自体、本町にとりまして大変大きなマイナスであります。ぜひとも町長には、折に触れ適切に十分に説明責任を果たされますようお願いしております。

さて、先の通告に従いまして、ご質問いたします。まずは、食育推進に関してであります。

昨今、いじめ問題をはじめ、子どもを取り巻く痛ましい事件が続いております。こういった問題は、本町においても、いつ身近に起こるやもしれぬ大きな課題として、取り組んでいかねばならないことは言うを待ちません。特に、いじめにつきましては、この後の一般質問にもあがっている

ようであります。本町としまして、町・教育委員会・学校・家庭・地域の一体的な取り組みによって、いじめ根絶に向け積極的に取り組んでいただきたいと、切に願うものであります。

今まさに、教育を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中で、社会の宝である子ども達のために、本町なりに取り組むべき個別具体的な課題も山積しております。食育推進は、本町独自に取り組むことのできる教育改革の一端ではないかと認識いたしております。

さて、昨年6月成立した食育基本法では、食育は、子ども達の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであると述べられております。また一方で、「食」の消費者と生産者との信頼関係を構築し、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進を目指すものであるとのことでもあります。

食育基本法では、自治体や教育機関、教育関係者の食育推進を求めています。ただし、この食育とは、学校教育・農林水産・子育て支援・健康福祉・生涯学習と多岐に渡り横断するテーマであります。一例をあげれば、農水省北陸農政局が食育ネットほくりくを立ち上げており、そこには白山市や内灘町の教育委員会、羽咋市の健康福祉課、小松市の農政課などが行政機関の会員となっております。

食育＝ふるさと教育であるとの考え方もある中で、子ども達の健やかな育ちを支えるためにも、また地域の農業・漁業・畜産業、一次産業を活性化させる起爆剤の一助とするためにも、本町として、是非とも積極的に食育に取り組んでいただきたいと願うものであります。

そこで町長にご質問いたします。本町では、食育推進について、現在何か取り組みがあるのかどうか、また今後どのような体制で、どのような方針で取り組んでいくのかをお伺いいたします。

以下、学校給食に關しまして、教育長にお伺いいたします。

食育白書では、家族そろって食卓を囲む回数が年々減少し、毎日夕食をともにしている家庭は4世帯に1世帯に過ぎないとのことでもあります。また、子ども達の気力・体力、学習意欲を高めるといわれる早寝・早起

き・朝ごはん運動は、全国的に取り組みが広がっております。政府の食育基本計画は、2010年度までに朝食を食べない子どもを0%にするなどの数値目標をあげております。

例えば、朝食の欠食率や、給食の残食率等、子ども達の食に関する現状について、調査など行っているのでしょうか。現状をどのように把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

食育推進基本計画では、学校給食における地元産物の使用割合の全国平均を現在の21%から30%まで引きあげることがめざすとしております。自分達のふるさとは、こんなにおいしいものがある素晴らしく豊かな町なのだということを、是非とも、子ども達に伝えていただきたいと願うものであります。例えば、県の新世紀水産振興ビジョンでも、「おいしい県産魚を子ども達に学校給食で」ということを重点推進プロジェクトに位置づけてあります。富来の魚や志賀の農産物など、私達の町には誇るべき産物がたくさんございます。地元漁協も農協もそれぞれ合併し、また、給食センターも一元化され、本町は食育推進に取り組みやすい環境も十分整っているのではないかと思います。ふるさと教育の「生きた教材」として地元産物を今以上に、大いに活用していただきたいと願うものであります。

学校給食への地元農産物・水産物の活用状況について、教育長にお伺いいたします。また、特に地産地消の観点から、何か今後の方針・お考えがあるかどうか、町長にお伺いいたします。

食育の取り組みにも、配慮が必要な点がございます。近年、子ども達のアレルギー発症率は増加傾向にあるとの報道もございます。本町での現状はいかがでしょうか。個々に、原因となるアレルギー源は異なると思いますが、事故の無いよう、十分な対応を望みます。給食の代用食や除去食の対応は進んでいるのでしょうか。お伺いいたします。

県では、来年度からの予定を前倒しし、栄養教諭を県内の小中学校に10人配置するとのことでもあります。食育推進に向け、本町での栄養教諭配置を望むものでありますが、現状もしくは今後の見通しについてお伺いいたします。

石川県学校給食会研究大会で優秀学校として団体表彰されました珠洲みさき小では、親子クッキング、試食会等食育事業、学校便りやPTA広報を通じて、保護者にも望ましい食生活への理解と感心を深めるように啓発に取り組んでいるとのことでもあります。また、特に注目したい点は、食育の先生として、畑の先生、魚の先生、料理の先生等、市民をゲストティーチャーとして招いているとのことでもあります。こうした先進地の取り組みにならい、本町でも家庭への食育の啓発や、地域との食育推進の連携に取り組んではいかがでしょうか、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、コミュニティバスについてお伺いいたします。

コミュニティバス運行計画策定の現状について質問する予定でしたが、先ほど富澤議員の質問を受け、ご答弁がありました。コミュニティバス運行整備に関し、十分な検討がなされたうえで速やかな導入を望むものであります。いち早く計画素案をお示しいただき、議論検討の場へ上げていただきたいと私からも強く要望いたすものであります。

先ほどの富澤議員の質問にもございましたとおり、町政懇談会ではコミュニティバスの運行について、富来地域全8地区から要望がでております。また、例えば、土田地区から高浜までの道中、現在のルートでは、1時間かかってしまい大変不便であるとの声も伺いました。志賀地域から富来病院へのルートや、富来・志賀の海側周りのルート整備などは、町が合併したからこそ必要度が高まっており、新町内の交流を高め、合併効果をあげるためにも、整備が望まれます。既存運行区域の状況、拡充区域の地域の声を聞く仕組みは十分整っているのでしょうか。

先ほどのご答弁の中では、コミュニティバス運行協議会を立ち上げるとのことでしたが、その運行協議会はどのようなメンバーを予定し、どのような体制で取られるのでしょうか、お伺いいたします。

また、限られた予算の中で既存路線に配慮しながら、それぞれ取り上げた意見を集約し、調整するには、相当難しい点もあろうかと思えます。実証実験・試験運用の時間を長く取るなどして、地域の生の声を取り入れる体制作りを願います。この点について、町長のお考えをお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

8番、寺岡議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、質問に先立ちまして、談合問題に触れられました。下水道工事に関わるいわゆる談合疑惑に関する金沢地方検察庁の任意捜査につきましては、町といたしましては、上下水道課、企画財政課等の当該資料を提供いたしまして、捜査に協力しているところでありますが、確かに大変遺憾に思っているところであります。今後ともにですね、金沢地検、県警捜査二課の捜査の推移というものを注目してまいりたい、このように思っております。

さて、ご質問の第一点目に入りたいと思います。まず第一点目は、食育推進の体制・方針についてといった、ご質問であります。

国民一人一人が自らの「食」について考える習慣を身に付けて、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、食品の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、地域固有の食材等を適切に理解するために、必要な全国的な情報提供活動や地域における実践活動等を行う「食育」を推進していくことは大変重要であると考えております。

現在、当町では「食育基本法」に基づいて、食に関する知識と食を選択する力を身につけるための食育を推進することはもとより、幅広い食育・地産地消の推進につきまして、本年9月に策定されました『いしかわの食と農業・農村ビジョン - 中能登地域ビジョン - 』の中で、本町の地産地消推進計画を基に教育委員会、子育て支援課、JAと連携しまして、小学生や保育園児を対象として「食料・農業・農村」の理解と学習を推進することといたしております。

なお、現在、小学校の児童、保護者を対象とした「農業体験学習」や「森と田んぼの学校」、「親子料理教室」等の事業が行われております。

続きまして、朝食の欠食率や給食の残食率等の調査をしているのか。子供達の食の現状について。さらにまた、学校給食での地産地消についてとアレルギー児童への対応についてのご質問については、教育長に答弁さ



せますので、よろしく申し上げます。

そこで私の方は、引き続き食育推進の家庭への啓発、また、地域との連携について、お答えします。

健康で生き生きと暮らしていくためには、子どもの時期はもとより、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められております。特に、日本人の最大の死亡原因となっております生活習慣病を予防する上では、運動習慣の徹底とともに食生活の改善が大切であると言われております。

このため、家庭や学校、保育園等と連携しながら、地域における食生活の改善が図られるよう、適切な取組を行うことが必要であります。国が定めた「食育推進基本計画」の中で、地域において、食生活の改善を推進するとともに、生活習慣病を予防し、国民の健康を増進するために、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践、「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進、そして専門的知識を有する人材の養成・活用、健康づくりや医学教育等における食育推進などの施策に取り組みますとともに、地方公共団体等はその推進に努めることとされておりました。本町といたしましても、県や関係諸団体とも連携を図りながら、家庭への食育の啓発や地域との食育推進をはかるための連携が必要であると考えております。

続きまして、コミュニティバスの運行についてであります。

本件の富来地域におけるコミュニティバス運行計画の策定状況及び策定体制につきましては、先程の富澤議員のご質問に対し答弁したとおりでございますが、先の答弁以外のご指摘の内容についてお答え致します。

まず、現行の志賀地域、特に土田地区へのコミュニティバス運行路線においては、高浜までの所要時間がかかりすぎるため、利用者が大変不便を感じているんじゃないかといったご指摘でございます。

具体的には、徳田インターを終点とする土田東回り線が44分、矢田集会所を終点とする土田西回り線が41分の時間を要する現状となっております。確かに長時間の乗車となるわけではありますが、路線バスとの競合を避けるとともに、交通弱者の身近な公共交通として気軽に利用いただけ

るよう、各集落の奥まった人家から500mに1箇所を目安としてバス停を設置しておりまして、全集落公平に地区内にまで入り込んで運行してあるわけでありまして、さらにはシルバーハウスへの送迎機能を組み込んでおるといったことから時間を要する訳ではありますが、その点については、致し方ない要素があるのではないかなと思っておりますので、ご理解いただきたい、このように思います。

また、志賀地域から富来病院へのルートや富来地域と志賀地域を結ぶ海側回りのルート整備が望まれるとのご指摘につきましては、路線バス事業者や関係機関との調整・連携を図りながら、住民が等しくサービスを享受することができるよう効率的な運行形態について、今後進めてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、また今度計画しております運行協議会のメンバーがどのようなメンバーかといったようなご質問もいただきました。

だいたい考え方としては、警察関係とか陸運関係、そしてまたバス事業者関係、さらにまた地元の有識者、代表者といったものを考えている状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

松浦 恒義議長 青山教育長。

青山源隆教育長 はい、議長。

8番、寺岡議員さんのご質問にお答えいたします。

まず朝食の欠食率や給食の残食率等の調査をしているのか。また、子供達の食の現状についてのご質問についてであります。

町内の各小中学校では、今年度志賀町教育委員会の重点施策の1つである「早寝早起き朝ご飯」のスローガンのもと、新たに親子いきいき講座を開設し、保護者や子ども、また地域の方と対象にして実施しておりまして、子供たちが健やかに成長していくための生活習慣を身に付けさせるために、朝食を食べることを奨励しております。それを受け、各学校において定期的に朝食調べを実施しております。小学校では100%近くが食べてきているとの調査結果がでております。

一方、中学校における朝食の欠食者は、各学校で3名から5名いるとの調査結果がでております。また、全体では「ときどき食べない」という

児童生徒もいるようでございます。

次に学校給食の残食率についてでございますが、当調理場の方で毎日調査をしております、主食・副食ともに約10%前後の残食率になっております。量にしまして1日100キログラムになっております。

また、学校給食での子供たちの食の現状は、野菜の残量がとても多く、ふりかけなどのご飯にかけのものが無い献立の日には、ご飯の残量が多く、また魚よりも肉を好んでいることや、寒い時期には牛乳も多く残るという傾向がみられます。

私どもといたしましては、今後残量の状況を踏まえて、バランスのとれた栄養の摂取の大切さ、また自然の恵みにやっぱり感謝する、そういった心、もったいないという心を持つように今後更に力を入れて指導していかねばならないとこのように考えております。

更に、学校給食での地産地消についてでございますが、国では食育基本法に基づき食育の総合的な促進に関して取り組むべき施策の一つとして、寺岡議員さん述べられたとおり、「地産地消の推進」が位置付けられております。学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加が目標として設定されました。また、食育推進基本計画では使用割合として平成22年度までに30%以上とすることを目指すこととされ、私ども共同調理場といたしましても、地産地消の推進を積極的に取り入れているところでございます。

現在、JA志賀からは大根、甘藷、ねぎ、柿を、富来実験農場からはキャベツ、人参を、富来田中農林からはキウイフルーツを給食に提供しております。今後もJAの協力のもと、市場に出せる野菜を、年間を通して給食に取り入れて参りたいと考えております。

また、水産物につきましても、昨日富来志賀沖で獲れましたふくらぎの照り焼きをメニューとして入れさせていただきました。水産物につきましては、安定的に供給できるのか、また品質の点も含め課題もあると思っておりますけれども、今後検討させていただきまして、拡大していきたいとこのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

次にアレルギー児童への対応についてであります。

現在、小学校で7名、中学校で1名アレルギーの児童生徒がおります。私ども調理場におきましては、児童生徒の状況に応じて、一人ひとりのアレルギー食品を除き、それぞれに対応した給食を作り提供しているところでございます。子供たちのアレルギー対応につきましては、保護者の方からの口頭によるお申込みのみならず、適切な対応を図るために、医師の診断やあるいは証明書等を参考にさせていただきながら、今後も対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

最後に栄養教諭の件であります。現在、石川県教育委員会では3名の栄養教諭が配置されております。マスコミによりますと、来年度は10名の栄養教諭が配置されるのではないかと報道されております。私どもといたしましては、食育は非常に重要でありますので、今後栄養教諭の配置につきましては、県に対して要望して参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

松浦 恒義議長 次に2番、橘 照茂 君。

橘 照茂議員 はい、議長。

平成18年第4回定例会に登壇させていただきますが、私は、細川町長と青山教育長にそれぞれ1点ずつ質問をしたいと思います。

まず、1つ目は「いじめ問題」についてであります。

文部科学省の調査によれば、いじめの発生件数は近年減少傾向にありますが、依然として2万人以上の児童がいじめに苦しみ、また一方では、いじめが原因となることも多い不登校の児童数は大幅に増加しているとのことです。

文部科学省調査では不登校の約2割が友達とのトラブルを原因とし、少々データ的には古いのしかありませんが、平成13年度の不登校児も13万人いるとのことと2割がいじめによると仮定すると、2万6千人となります。

いじめ対策として言われることは、「弱い者をいじめることは許されない」との認識に立つこと。そして、いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行うこと。また、いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していると思います。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく

厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が必要であると思われま

す。いじめの問題は、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが急務であります。

次代を担う全ての子供たちが、人生に明るい未来を見つけ、希望を持った日常生活を過ごしてもらえるようにするにはどうしたらいいのでしょうか。また、学校を主とする行政側にどのようなことができるのでしょうか。それにはまず、いじめについて正しい認識の徹底が必要であり、また、いじめは決して許さないという断固とした姿勢を学校側が示し、「いじめられる側にも問題がある」という被害者を追い詰めるようなことは決してしてはいけないと思うのです。

未来ある子供達に勉強を教えることだけではなく、当町の学校を卒業できてよかったと全ての子供達が言えるように、そして、その子が大きくなったときには、またその子どもたちに自慢できるようにしなければなりません。

最近の教育現場はこのいじめ問題だけではなく、高等学校の未履修問題など、教育に関する歯車が少しずつ狂ってきているのではかと感じているのは私だけではないと思うのです。最近では学校長自らが命を落す事件もあり、命の大切さを先頭に立って教えなければならないのに、それでは信頼感も責任感も勝ち取られないのではないのでしょうか。これらの問題は、決して都会だけの問題ではないと思うのです。

青山教育長に当町のいじめと不登校の実態はどのようになっているのでしょうか。その数と内容をお聞きします。

また、先日、子供達にいじめに関するアンケート調査も実施していましたが、いじめがあるのではとの情報をつかんだ場合にはどのような対策をしているのでしょうか。また、不登校児童にはどのような対策をしているのかをお聞きします。

何といたっても子供は町の宝です。みんなで守ってやる仕組みをつくる必要があると思います。先日の議会開会日に真新しい統合中学校校舎の確認をさせていただきましたが、とても素晴らしい校舎であり、この学校からいじめなどが起こることがないように強く感じました。

それらの認識に立った教育をぜひお願いしたいと思いますし、安倍内閣総理大臣が「美しい日本の国づくり」とよく言われますが、親から子、子から孫、先生から生徒へと英知を伝え、文化を守り、家庭教育、学校教育、それらの教育こそが志賀町の美しいまちづくりの原点ではないでしょうか。志賀町から全国にいじめのない素晴らしい教育環境事例を発信できるような町にしていきたいと思います。

2つ目に斎場の充実について質問します。

この質問は旧志賀町での平成15年12月議会でも私が質問しましたが、あえて新町としての考えを問うものであります。

現在、当町には末吉地内にある志賀斎場と、富来地域にそれぞれの区が管理する斎場がいくつかあります。もちろん、多くの住民は羽咋郡市広域圏事務組合が管理する志賀斎場や羽咋斎場を利用している訳ですが、富来地域の斎場の管理は大変であり、老朽化していて、今後の管理も不安要素がかなりあるとも聞きます。しかしながら志賀斎場も老朽化が著しく、隣接市の七尾市内にある「ななか斎場」と比較して、とても品祖な施設であると言わざるを得ません。

もちろん、ななか斎場ことは皆さんも知っていると思いますが、この施設は敷地面積約6,800㎡、建物面積は約1,400㎡、延べ床面積は約1,300㎡であり、うち、斎場棟は800㎡、待合棟は約500㎡であり、火葬炉は4基、汚物炉は1基、冷却前室、再燃焼炉付台車式となるとも素晴らしい施設であります。

この施設は火葬炉も排煙、臭気等環境保全の面からも改善が望まれていたため、15年前の平成3年に新築したものであります。それに比べ当町の志賀斎場、そして羽咋市内にある羽咋斎場にしても老朽化が激しく、志賀斎場では一昨年、休憩室を全面リフォームしてもらいましたが、私の思いではこれは一時的な措置とでしか写りません。

やはり、当町2万5千人の全ての方々の最後のお送りの施設として、お亡くなりになった方々の長年のご労苦に報いる施設として、やはり少しでも気持ちの良い施設にし、排煙、臭気等環境保全の面からも改善が望まれるのではないのでしょうか。

平成15年12月議会で私が質問した折には、「町単独ではできず、広域圏で対応していくよう検討する」との細川町長の答弁だったと思いますが、羽咋郡市広域圏も今では1市2町であり、町の確たる考えと負担があれば事業主体は広域圏であってもできないことはないと思いますし、ぜひ、新たな施設として計画と検討を近々に行ってもらいたいと思います。

また、その場所は現在のところがいいのか、私は敷地の関係もあって新たな場所を模索すべきなのかとも思いますが、その場合、受入れ場所の問題や財源の問題もあるとは思いますが、やらなければならない大きな事業の一つではないでしょうか。その実現のための考えを細川町長にお聞きして今、定例会での私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

松浦 恒義議長 青山教育長。

青山源隆教育長 はい、議長。

2番、橘議員さんのご質問にお答えいたします。

最初に全国的にいじめを受けたことが原因で児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が発生しているということにつきましては、私は誠に残念であり、極めて憂慮すべき事態とこのように認識しております。

国では、11月17日付けで伊吹文部科学大臣が「未来ある君たちへ」「お父さん、お母さん、ご家族の皆さん、学校や塾の先生、スポーツ指導者、地域の皆さんへ」と題した緊急メッセージを発表し、いじめの問題への取組の更なる徹底を訴えております。私どもといたしましても、これまで以上に、学校、家庭、地域の皆様との連携を密にして、いじめ対策を進めて参りたいと考えております。

さて、町内小中学校におけるいじめと不登校の実態についてでございます。まず、お断りさせていただきますが、現在国の方針に基づいて、石川県教育委員会が児童生徒を対象にしたいじめのアンケート調査を実施しておりますが、これはまだ現在各学校で調査し集計し、そして私ども手元へ上がってくるそういった段階であるということで、県の進めておるアンケート調査とは別の調査結果について、この場をお借りしてご報告させていただきたいというふうに思っております。

いじめにつきましては、今年度に入りまして9月から11月にかけて、小学校で3件、中学校で2件の合計5件が発生し、学校から私ども教育委員会に報告されております。その内容でございますが、仲間はずれにするもの、ひやかしやからかいなど嫌なことを言う言葉によるもの、ズックなどの物を隠す等のいじめでございます。私どもは、その報を受けて、早期解決に向けて主に次の3つの対策をとってまいっております。

まず一点目は、橘議員さん述べられましたとおり、いじめられている子の心のケアと全面的なバックアップの実施でございます。二点目はいじめられている側、加害者への強い指導の実施ということでございます。三点目は橘議員さん述べられましたとおり、いじめは絶対に許される行為ではないとの認識を全ての子供達に指導を進めていくということでございます。学校全体をあげて、これに取り組んでいくということでございます。

なお、この問題につきましては長期的な対策も必要でございますので、私どもとすれば、主に三点を重点に取り組みを進めております。

一点目は、弱いものいじめをすることは絶対許されないと大変昔からの考え方でございます。弱いものいじめは恥ずかしいことであり、卑怯なことだと、またそういったものを見かけたときに中止できるような、昔から言われるように「義を見てせざるは勇なきなり」と言われるように、周りから見ていて発見したときには何らかの手段を講じて、解決を図っていくようなそういった正義心と勇氣、こういった道徳心というものを育てるために道徳の授業を充実するということが一点目でございます。

二点目は、子供達それぞれが自分の良さや力を発揮し楽しく学べるよう、なんと言っても一番中心であります授業の充実を徹底的に行うということでございます。

三点目は例えば、定期的に教育相談を実施したり、あるいはアンケート調査を実施したり、また保護者との懇談を実施したりなどして、早期発見、予防の観点で一人ひとりの観察と把握、そして子供たちが、あるいは保護者の皆様方が、地域の皆様方が相談しやすく、また情報提供しやすい、こういった体制づくりに取り組んでいかなければならないとこのように考えております。



冒頭に述べましたけれども、石川県教育委員会が実施しております「いじめに関するアンケート」調査につきましては、本日、12月8日が私ども町教育委員会への提出日になっております。私どもといたしましては、調査結果により実態を深く分析し、解決と予防に向けて全力を上げて取り組んで参ります。

次に不登校についてでございます。不登校の定義は、皆様、ご存知のとおり、病気や経済的な理由以外で、学校を年間30日以上長期欠席する状況にある児童生徒ということとなっております。

今年度、町内小中学校におきましては、小学校で3名、中学校で6名の児童生徒がいます。私どもといたしましては、何とかして早期に学校に出ていただきたいということで、対策をとっているわけでございますが、主に次の二点を対策として採っております。

一点目はやはりフェイス・トゥ・フェイスが一番大事なことでございますので、家庭訪問の実施、また電話等によってですね、とにかく足なり声なりを運んで、息の長いかたちで温かい光を子供達に注ぎながら、子供並びにご家族の皆様方のご支援にあたりたいなとこのように思っております。

二点目はスクールカウンセラー、またハートフル相談員、こういった方が学校に、現在ハートフル相談員は志賀中、高浜中学校、そしてスクールカウンセラーについては富来の小学校、中学校に配置されておるわけでございますが、こういった方の活用及び適応指導教室として石川県教育委員会が開設しております「やすらぎ教室」、これは羽咋市にございます、との連携を強化するなどであります。いずれにいたしましても、不登校の子が、あるいは心が弱った子が出ないよう、子供たちが楽しく学校生活を送ることができるよう教育活動を充実するとともに、子供たち一人ひとりに目配り気配りをして、子供との意思疎通を十分に図り、また、保護者との心のつながりを強め、バックアップを続けていきたいとこのように考えておりますので、ご理解のほど、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

それでは私のほうから、斎場の充実についてということでお答えをさ

せていただきます。橘議員さんの質問の主旨といたしましては、富来地域の区の管理する斎場、広域圏の志賀斎場の老朽化、こういったことから、町の確たる考えと負担によって、新たな施設計画の検討をしてほしいといったご質問でありました。

斎場については、ご指摘のとおり、志賀斎場は待合室については、平成16年度に新築したわけでございますけれども、全体としては老朽化が進んで近々にも建て替えが必要な状況であります。

新たな施設計画の検討につきましては、羽咋郡市広域圏の長期計画の中で、羽咋斎場と志賀斎場を合併した施設というものを念頭において、平成22年度以降に基本構想、基本設計を行う予定でありますけれども、今の段階では具体的にはまだ施設の場所はどこにするのか、合併したひとつの施設でよいのか、こういったことの検討に入るまでには、まだ少し時間が必要ではあるわけであります。

以前にもお答えしましたとおり、いずれにいたしましても、志賀町単独ではなく、羽咋郡市1市2町の広域行政の中で進めて行きたいとこのように考えております。私個人としましては、地方行政、先ほどから色々答弁申し上げておりますように、財政的にも非常に厳しい状況の中でありまして、今後、場合によっては中能登一円、いわゆる七尾、鹿島、羽咋郡市、そういった中で選択肢の一つとして捉えることもどうかということも考えております。いずれにしても、出来るだけ早い機会に検討に入りたいとこのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

松浦 恒義議長 次に10番、堂下 健一 君。

堂下 健一議員 はい、議長。

傍聴席の皆さん、いつもありがとうございます。

2006年の下半期は、未だに決着を見ない談合とそれに対する外野席が目立った年でもありました。10月、11月と総務常任委員会や広報特別委員会で多くの県外からの議員視察を迎えました。その時はまさに片腹痛しという古い言葉が最適でした。来年までこの問題を持ち越さないように願いたいものです。

さて、昨今の日本の状況を表すキーワードの一語として、「格差社会」

があげられます。橘木京大教授は、その著書「格差社会」の中で、次のように述べております。

「戦後の長い間、日本は1億総中流国であると国民の多くが信じてきました。しかも経済効率性と公平性、すなわち平等性の双方を満たす国として世界に誇ってきました。しかし、1980年代あたりから、所得分配の不平等化が進行し、21世紀に入って貧富の格差がさらに大きくなりました。2006年7月には、OECDの対日経済審査報告書の中で日本は勤労世代、すなわち18歳から65歳までにに関する貧困率の高さが先進国の中でアメリカに次いで第2位であると示され、その高さについて警告を寄せられるまでとなっています。なお、勤労世代に限らず国民全体を対象とすると、日本の貧困率は先進国の中で第3位の高さとなります。貧富の格差のみならず、貧困者の数も多い社会になってしまったのです。」とあります。

また、この5年間の小泉内閣の国民への負担増を見てみますと、「よくもまあ、これだけのことを」と言うくらいの負担増を国民に押し付けています。しかも一見して明らかなのは、多くの負担増は高齢者、障害者、病者、介護保険受給者、生活保護受給者等々、経済的に弱い立場にある人に集中しています。

ワーキングプアなる言葉もあります。働いても、働いても貧困から抜け出せない人が400万人もいるという統計もあります。どこかが間違っていると思うのは私だけでしょうか。格差社会の増大は行政にとっても決して好ましいことではないはずです。

前置きはこのくらいにして、質問に入っていきます。1番目として障害者自立支援法についての問題点についてです。

6日の夜のニュースでは、厚生労働大臣は1,200億円の補正を組み、負担の軽減措置を検討したいとしていましたが、1,200億円もの負担増が障害者やその家族、あるいは受け入れ施設などに重ねていたということにもなります。問題点は変わっていませんので、そのまま質問いたします。

10月31日、日々谷公園を主会場に、全国より障害者とその家族、

支援者が15,000人集まり、障害者自立支援法の見直しを求めるシンポジウムあるいはシンポジウム等を開催しました。

この障害者自立支援法について、厚生労働省は「障害者が普通に地域で暮せる社会に」「もっと障害者が働ける社会に」「身体障害者、知的障害者、精神障害者の三障害の区別なく」、あるいは「市町村が責任を持ってやる」「就労を進める」「公平のある制度にしていく」と語っていました。ところがどうでしょうか。法律の施行後より障害者はもちろんのこと、受け入れている施設からも、厚生労働省の魅力的なキャッチコピーとは裏腹に苦情と不満が噴出しているのが現状です。

その問題点とは、一つとしては負担の大幅増が上げられます。この制度の一番の問題点は、応能負担から応益負担による障害者の経済的負担増にあります。これまでは所得等に応じて費用を負担する応能負担という考え方だったが、この応能負担からサービスの1割を負担する定率負担になりました。このため、障害者や家族の負担は重く、預貯金を取り崩したり、サービスの利用を抑制したり、中には施設を出でざるを得ない状況に追い込まれた人もいます。

応能負担の前提条件として、この法律では就労を含めた所得拡充がされるはずでした。しかし、障害者雇用率は依然として低いままですし、企業に課せられた1.8%の法定雇用率が達成されたことが一度もなく、就労支援施設における賃金、工賃の水準は最低賃金と比較することもできない低水準です。

2番目としまして、作業所に通ってお金を払って働くという現象が起きています。作業所などの通所施設を利用すると作業に対する報酬として平均月1万円程度の工賃が支給されます。ところが、法の施行後は、施設の利用料として月約3万円が請求されることとなりました。働くために施設を利用するのに、差し引き月2万円の自己負担が生じるようになったのです。その結果、少なくない障害者が施設の利用を断念し、地域生活の縮小・家庭内への閉じこもりが懸念されています。県内でも県議会で実態が報告されています。

3番目としまして、施設にも運営の影響が出ています。障害者施設の

運営には、これまで月額単位で定額の報酬が行政から支払われていました。これが日額への変更となり、日額でいくと最大21、22日分となります。施設の運営を不安定にしています。このため、利用条件の変更や職員の雇用・労働条件の大幅引き下げが起こりつつあります。経営が成り立たなくなり、閉鎖を決める施設が出てくるなど、障害者の居場所が奪われようとしています。

このような障害者の負担増に対して、10月に高知県議会は全国で初めて、障害者自立支援制度に関する負担軽減策を求める決議を全会一致であげております。全国でもかなり多くの自治体が自己負担金の軽減措置をしています。このこと事態が既に制度設計に欠陥をもたらしているといっても過言ではありません。

応益負担あるいは定率負担、市場原理という言葉に置き換えてもいいのですが、社会保障制度になじむものではなく、生存権すら否定するものになりかねず、社会保障権の本質に反しているといってもいいと思います。「弱者をどう遇するかで社会の品位が問われる。日本は品位のない社会になっていくのか」と障害者が問いかけております。私も様々なそして切実な訴えも聞いております。

そこで、町長にお尋ねいたします。法律施行後の町内の障害者の置かれている実態を把握しているのかどうか、具体的にお答え下さい。

また、国に対しては一刻も早い法律の見直しを求めること、また、現実的な対応として、町としての障害者の負担軽減策と町内にある作業所の更なる充実を図ることが必要と考えますが、町長の考えを伺います。

2番目に志賀原発2号機は応急処置で運転再開を認めるのかということとであります。

去る10月27日、北陸電力は志賀原発2号機タービン事故の原因と対策を公表しました。原因については、蒸気の複雑な流れを十分考慮しない設計をしていたため、つまり設計不十分が原因としています。これに対して、北陸電力は整流板設置という応急措置を施して、来年5月には運転を再開したいという意向と伺います。

応急対策の整流板は「原発でも使用実績がある」と伺いますが、志賀

原発2号機のような世界でも最大級の大型タービンで整流板を使用した実績はありません。安易な応急措置は新たな事故を引き起こす可能性があります。運転開始後3ヶ月余りでタービン点検のために停止を余儀なくされ、新品のはずのタービンに多数の損傷が発見されました。この他にも配管テープのはがし忘れ、研磨用金属粒の残留、さらに給水加熱器の内部からマーキングペンが見つかるなど信じられないようなお粗末な事実が次々と明らかにされてきています。追いつきをかけるようにいたしまして、1号機では発電機冷却ファンに記録紙が吸い込まれるというトラブルが発生し、その直後に中性子計測器のケーブル接続ミスが明らかになりました。

いずれも、北陸電力の原発運転管理や保守の能力に欠陥があるのではないかと危惧せざるを得ないようなことばかりです。志賀原発は、1号機も2号機も耐震性だけではなく、設計、製造、品質管理、施工、施工監理、運転管理、保守の全てにおいて問題がある欠陥原発としか思えません。

2号機を担当した日立製作所は、その社内報の中で最新の技術を駆使した安全性、信頼性、経済性の一層の向上を目指したとしていますが、タービンの損傷事故の前に全てが音をたてて崩れ去ったのではないのでしょうか。

また、9月に行われた説明会でも北陸電力、保安院のまるで他人事のような話振りでは、おそらく、担当課の皆さんも心の中では大きな疑念を抱いていることと思います。そして、大変なリスクを抱えてしまったと思っているのではないのでしょうか。

この、タービン事故の対応については、厳しく監視していくと前回の私の質問に町長は答えていますが、私は今のような状況では運転再開を認めるべきではないと思います。たとえ百歩譲って運転再開を認めるとしても、メーカーも設計の不十分さを認めているのですから、設計をやり直し、十分な実証実験をやってもらい、そのデータを確認してから認めても決して遅いとはいえないはずです。

また、今のような状況では北陸電力の監理体制が町民の納得を得ているとは到底思えません。これまでのような判断条件では済まないと思います。いつも言っていることですか、志賀町民の生命と財産だけではなく、

近隣の住民の未来もかかっていることを念頭において判断しなければならない立場にあります。町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

松浦 恒義議長 ここで、暫時休憩をいたします。

(休憩) (午前 11時 55分)

(再開) (午後 1時 00分 出席議員 27名)

松浦 恒義議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

10番 堂下議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、第一点目は障害者自立支援法についてであります。質問の要旨につきましては、障害者自立支援法の施行後、障害者や施設からも不満が出ている。問題点としては、負担の増大、作業所に通所しお金を支払いながら働く現象がある。施設運営への影響が出ている。以上のことについて、障害者の置かれている実態を把握しているのかといったこと。また、国に対して法の見直しを求めること、及び現実的な対応として、障害者の負担軽減策と町内作業所の更なる充実について町長の考えは、こういうご質問であります。

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、今まで別々であった身体、知的、精神障害の福祉サービスが障害の種類にかかわらず、共通の制度として提供されるようになりました。自立支援法の趣旨としては、従来の国庫負担による支援費制度では財源に限りがあるため、増大する福祉サービスの費用を皆で負担し、支え合う仕組みによって持続的制度とするものであります。そのため、利用者はサービス利用料の1割を負担することになり、負担上限額が定められておるものの介護や医療の例にならない、食費、光熱水費等が自己負担となりましたので、利用者が実際に支払う負担額は高くなっているのが現状であります。

あくまで平均的な数字ですが、当町では身体障害者入所施設で負担金3万円から4万円だったものが、食費の自己負担分を含めて1カ月5万円から6万円、知的障害者入所施設では4万円から5万円であったものが、

食費の自己負担分を含めて5万円から6万円となっております。ただ、施設へ入所している場合、ほとんどの方が住民票を移されましたので、1人世帯として自己負担額が計算され、軽減措置も適用されており、現在のところ当町の入所者で退所した例はありません。

議員さんご指摘のとおり、作業所に通いながらお金を払って働くという状況がおきておりますが、政府としては利用料の軽減措置を検討しており、動向を注視してまいりたいと思っております。ただ、作業所は自立のための訓練を受ける施設、場所であるということで食費等の一部負担金はやむを得ないものこのように考えております。

次に施設の運営に影響が出ているということではありますが、国として今後、持続可能な制度とするための改正でありまして、現在のところは施設の運営は現行のままお願いするしかないのではないかと考えておるところであります。

なお、当町にある志賀町福祉作業所とすみれ作業所について、平成19年4月からはNPO法人に移行し、新たに地域活動支援センターとして運営される予定であります。この施設については、自立支援法による一部負担金の徴収は義務付けられておりませんので、町としては徴収する予定はなく、また、県の補助金が無くなりますが、町として引き続き運営費の補助金を交付し、充実を図ってまいりたいと思っております。

最後に、現在、志賀町障害福祉計画の策定に取りかかっているところですが、各関係者のご意見を賜りながら、負担金の問題も含めて、障害者の方が地域の中で自立して生活できるよう施策を取りまとめたいと思っております。

次いで、2点目の志賀原子力発電所2号機は応急処置で運転再開を認めるのかといった質問でありまして、質問の要旨といたしましては、10月27日の志賀原子力発電所2号機のタービン事故の原因と対策の公表では、整流板設置という応急処置をして、来年5月には運転再開を再開したいとしているが、安易な応急処置では、新たな事故を引き起こす可能性があるのではないかと、そういったことに対してのご質問。そして1号機も2号機も耐震性だけではなくて、設計、製造、品質管理、施行管理、運転管理、



保守全てにおいて、問題がある。このような、状況では運転再開を認めるべきでないと思うが町長はどう考えているのか、こういった質問であります。

志賀原子力発電所については、ご承知のとおり、2号機の低圧タービンの羽根損傷の原因と対策の中で、新しい羽根の設計・製作には実証試験等も含めて相当な期間が見込まれることから、その間、低圧タービンの12段の羽根を全て取り外し、代わりに整流板を設置して運転を再開したいということは聞いておるところであります。

この整流板の設置については、去る11月13日に、国に対して工事計画の届出をしており、現在、国では法律で定められた工事開始の制限期間、届出の受理日から30日ということですが、その制限期間を延長して、ご指摘の志賀2号機のような大型のタービンでの使用の妥当性も含めて、その工事計画について審査を実施していると聞いております。

この件に関しては、11月10日に開催された石川県原子力環境安全管理協議会においても、当町から「大型タービンでの使用実績のない整流板を設置しても問題はないか」といった質問を致しまして、出席した国の担当者から、この件については、詳細にかつ慎重に審査をしていく旨の回答を頂いておるわけでございまして、私としても2号機の運転再開に当たっては、当面は国の審査の状況を見守って参りたいとこのように考えているところであります。以上であります。

松浦 恒義議長 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 第1番目の障害者自立支援法の関係ですけれども、いわゆる1万円から2万円の負担増があるということなんです、当町におきましては子育て支援とか高齢者に対してはかなりきめ細かい、そういう意味におきましては施策をしているということがあります。

それを鑑みてみましても、やはりここは障害者の方はこれまでたいへんな中でお金を家族の方が負担されているわけですから、やはり今日のような状態におきまして1万円の負担というのは、やっぱり家計的には相当厳しいということを聞いておりますので、再度これはそんなに人数は多くないと思いますのできちんと検討してほしいと思います。

原発の2号機の問題ですけども、国の推移を見守るという話ですが、やはり電力も認めておりますように実証実験を含めたかたちで、これがやはりベストじゃないかと私は思っております。基本的には認めたくないというのが、私の裁判の原告団長の立場を含めてありますけれども、現実的な対応としてはやはり実験実習これをきちんと見届けたうえでじゃないと、彼らの真意もこの間の話聞いていますと、やはり信用できることはできないという結論が私の中にあります。そういう意味におきましては、3年かかろうと4年かかろうと、それを見極めたうえで現実的な対応をしていくというのが筋じゃないかと思っております。しかも裁判の判決の中でも、2号機を停止したとしても電力供給においては特段の影響はないということまで断定されておりますので、そういう意味におきましては、電力の供給に対しても影響ないと思われまますので、再度の考えを聞きたいと思っております。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

まず第一点目の1万円、2万円。1万円の負担でも大変重荷だから、それについて十分考慮せよということにつきましては、ご意見を尊重して少し検討させていただきたいとこのように思います。

それから2号機の整流板を設置して来年5月に運開をしたいというようなこと、今私ども単に聞いておるだけでありまして、これらにつきましては慎重に試運転の状況、国の審査とこういったことを見極めながら対応していきたい。

常々、申し上げておりますように、我々は地域住民の安全・安心、こういったことを第一番に考えておりますので、そういったことで、もう少し政府の国のですね、方針を見極めながら対応していきたいとこのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

松浦 恒義議長 1番、南 政夫 君。

南 政夫議員 はい、議長。

私は今定例会において、3点の質問をさせていただきます。

まず、質問をする前に本日、志賀町の建設業者2名が逮捕という報道

がありましたけれども、このことに関しまして、現在の町長の心境、お考えを併せて、お聞かせをいただきたいと思います。

では、質問に入っていきます。まず、第1点目は志賀原発において、多発しておる事故及び人的ミスについての対応についてであります。

定例会の初日、町長の提案理由説明の中で、志賀原発の品質管理体制の強化、北電、原子力本部自体の体制強化等の検討を北電に申し入れているとお聞きをいたしました。

また、議会全員協議会の場において、北電のほうから一連の事故や人的ミスについて、その原因や対策についての説明等をしていただきました。けれども、これまでの一連の人的ミス等の責任の所在はどこにあるのか、誰に責任があるのか、どの部署に責任があるのか、そういう説明はありませんでしたし、どこに責任があるかということが分かりませんでした。

「北電の関連の会社が、あるいは下請けの会社がミスをしました。これからはこういうことが無いようにします。」こういう説明だけでは、今後の志賀原発の運営について、非常に不安な気持ちになりますし、今後もっと重大な事故が起きる様なそういう気がしてなりません。

どうか町側からは北陸電力に対しまして、幹部のどなたかは分かりませんが、これまでのことに関して何らかの形で責任を取っていただき、しっかりとけじめをつけていただいて、すっきりとした形で志賀原発の再スタートを切ってくださる様に、追加の申し入れをしていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、コミュニティバスに関連した質問をいたします。現在、志賀地区内を移動するのにコミュニティバスを利用することができます。無料あるいは定額料金で利用でき、また来年度は富来地域も含めた志賀町全域での運行開始となっております。

現在の運行時間は概ね午前8時過ぎから午後5時過ぎまでのようです。市街地循環線だけは午後6時半頃までのようですけれども、路線や時間帯によっては利用者が少ない時もあるように思います。また、乗車する地点によっては、目的地到着までに大変時間がかかります。

そこで、タクシーを利用するというのはどうでしょうか。バスの運行

経費は現在、年間4千数百万円です。これと同額の費用でバスの運行時間帯、町でタクシーを借り切れれば何台借りることができるのか、そこまでは今、分かりませんが、このことが可能であれば、利用者にとっては今よりも相当便利なものとなります。

ある地域では、高齢者を対象に乗り合いタクシーというやり方を実施している自治体もあります。利用時間帯や町内利用限定など、いろいろな決め事を作る必要があるかもしれませんが、利用者とタクシーの間を役場がお世話し、スクールバスや民間企業のバスとの連携も考えてみては、そして、試験的にやってみてはどうでしょうか。町長にお尋ねいたします。

最後に小学校のことについてお尋ねをいたします。

朝、民放のラジオ番組で小学生が書いた作文を自分で発表する「僕の作文、私の作文」という番組があります。1、2週間位前のことだったと思いますけれども、津幡町立河合谷小学校の子供達が作文を発表していました。

作文の題名は「県庁に行ったよ」、次の日は「電車とバスに乗ったよ」という作文でした。色々な体験を恥ずかしがらずに、本当に素直に驚き、喜びの体験を発表していました。この子らはいじめの問題には関わってこないと感じ、何かうれしい気持ちになりました。

この学校は極めて少ない児童数の学校で、町の特認校であると聞いたことがあります。何を特別に認められている学校なのか、まず教育長にお尋ねをいたします。

先ほどの作文の何日か後に、上級生の作文で河合谷小学校へ転校してきて良かったことという作文がありまして、授業が終わってから分からないところは先生が分かるようになるまで教えてくれると発表していました。これこそ、本当のゆとり教育であり、教育の基本ではないかと思えます。

学校の先生方は、今、国や上からの方針に振り回され、保護者の方々には気を使い、大変な環境の中で働いておると思えます。

以前、町長は「小学校教育は先生と生徒がマンツーマンぐらいでやるのが良い。」とおっしゃられたことがございました。

また、逆に教育長は「学校の子供達の適正な人数は1学年、2クラスである。」とおっしゃられたこともあったと思います。

いじめの問題については、発生したいじめについて対処することがまず大事ですけれども、いじめが起こらない環境づくりをやることも大事であると思います。今となりましては、町長がおっしゃった方針がベストであると思います。複式学級は別としましても、1クラスの生徒数を少なくして先生が生徒一人ひとりに十分対応できるような人数が良いと思います。

小学校再編については、志賀地域で2小学校という案もでておりますけれども、現在の新志賀町全体を見て、もう少し各地域に根ざした小規模な範囲での小学校の再編ということで見直しをされてはどうかと思います。廃校となる校舎の数も減りますし、何よりその地域の方々と学校との交流の機会も多く作れると思います。地域と学校とが緊密な関係で繋がっていくと思います。その事がいじめの防止にも繋がっていくものと思いますが、どうでしょうか。町長、そして教育長にお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

1番、南さんのご質問にお答えいたします。

まず第1点目は、北陸電力の多発する人的ミスについての町の対応についてということではありますが、北陸電力の相次ぐ人的事故について、電力の誰かが責任をとった様子もないが、誰かが責任をとるくらいの覚悟で一から出直する姿勢で臨むべきじゃないかと、町から申し入れせよといったようなご質問でございます。

最初に、北陸電力の多発する人的ミスについてではありますが、私としても、最近、志賀原子力発電所で発生しているこの単純な人的ミスについては、北陸電力やメーカー等の従業員に対する品質管理の機能が不十分であった為でありまして、こうしたことが頻発していることに対して、大変遺憾に思っているところであります。

私としても、人的ミスによるトラブル発生のご報告がある毎に、報告し

てきた北陸電力の責任者に対して、常に緊張感を持って、細心の注意を払って運転や保守管理に当たるよう、強く申し入れをしておりますが、なかなか人的ミスは無くならないのが事実であります。

我が国の原子力発電所については、多重防護の考え方によって人的ミスが重なっても大きな事故とならないよう、誤動作や誤操作によるトラブルを防止するためのインターロック等のシステムが採用されておりました、発電所周辺の住民に影響が及ばないことになっております。こうした度重なるヒューマンエラーの発生には、町民の志賀原子力発電所の安全性に対する不安の声が高まっているものと、たいへん懸念をしているところであります。

こうした中で、北陸電力では2号機の設備の総点検を徹底して行くと、そういったこともいっておりますし、1号機も含めて品質管理の点検とさらなる改善を図るといふことといたしております、11月15日には品質向上・信頼回復総決起集会等を行って、協力会社を含めた発電所内全従業員に対して、強く意識付けを行ったと聞いております。

ご指摘のありました北陸電力の幹部が責任をとってけじめを付けるべきとのことにつきましては、町当局としてコメントする立場にはないのではないかと考えておりますが、私としては、北陸電力に対して、今後とも一層厳しい姿勢で安全運転に当たるよう指導を続けて参りたいとこのように思っておりますので、ご理解を賜りますよう、お願いを致します。

それから申し遅れました。冒頭にご質問を賜りました町内業者が二人逮捕されたということに町長どう思っているか、こういったご質問をいただきました。

事実、大変驚いておりますし、残念に思っているという偽らざる心境でありまして、詳しいことはまだ分からないのでありまして、事実を早く確認したいなとこのように思っている次第でありますので、よろしく願いしたいと思っております。

続きまして、コミュニティバスについてであります。

本件につきましては、現在の志賀地域におけるコミュニティバスによる運行形態を、同じ委託料でタクシー利用の助成制度に振り替えればどう

かと、こういったご意見であります。現実的には、本町の公共交通体系や費用対効果ということに鑑みますと難しい面があります。

その理由は、現在町全域を対象として生活路線バスとして運行している路線バス事業者の経営を、現状以上に圧迫するということが想定されますし、将来的にはいわゆる路線バス事業者がですね、運行本数の減少や路線の廃止、撤退という状況となることが懸念されるわけでありまして。公共交通体系における路線バスとコミュニティバス、タクシーの機能分担、連携、こういったことによる相乗効果を図ることによって、住民の利便性向上に繋げていく理念やこれまでの体制が崩れてしまうことが危惧されるということでもあります。

また、費用対効果の観点から推測しますと、平成17年度のコミュニティバスの年間委託料、約4,520万円を年間利用者数74,821人で割り返しますと、利用者一人当たりの費用は604円となります。仮にこの年間利用者が個々にタクシーを利用すると想定した場合に、現状のタクシーの基本料金は、走行距離1.5キロまでが小型で560円であることから、現行のコミュニティバス運行委託料と比較しますと、利便性の向上とともに委託経費がさらに増大すると、このように想定されます。

さらに、また現行の年間委託料で361日間、タクシーを借り切った場合を推測しますと、宝達志水町の1台1日あたりの委託単価である4人乗りの小型タクシー1万6千円、9人乗りジャンボタクシー2万円での計算で、すべて小型なら1日あたり約8台、すべてジャンボタクシーなら約6台の借上げしかできない。到底現状のコミュニティバス利用人員には対応できない、このように考えられます。

現行のコミュニティバス乗車定員、まごころバスの35人乗り、なないるバスの21人から23人乗りでは非効率な面があるように思われますけれども、これら現状の公共交通体系及び費用対効果の観点から判断しますと、コミュニティバスによる運行形態の方が、タクシー運行より効率的で効果的であると考えておりますので、ひとつご理解いただくようお願いしたいと思います。

それから、小学校の再編について、津幡町の河合谷小学校が特認校と

聞くがどのような学校なのかと、この点については後ほど教育長のほうから答弁をさせます。また、地域に根ざした小規模な学校の統合で、校舎を廃校にしないような考え方はどうかと、この点についてお答えしたいと思いますが、志賀地域の小学校再編につきましては、平成17年2月に少子化に対応した小学校再編整備に関する答申がなされております。

ご承知のとおり、志賀地域全体の児童数の減少が続いておる中におきまして、教育水準の維持向上を図るため、また施設設備の老朽化や耐震面等からも、小学校の統合は避けられないものと考えておりまして、町といたしましては、適正規模面からも答申どおりに志賀地区小学校を2校に再編整備する方向で検討しているところでありますので、ひとつご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、南議員さんの御指摘のように小規模な範囲での小学校再編のご提言については、先ほどご質問の中で、町長はマンツーマンが小学校ではいいというような意見があったと。この件につきましては、マンツーマンがベストというのではなくて、当時中学校の統合問題が浮上してきたところでありましたので、小学校は6年間、人づくりであり人間形成の場であるからマンツーマンでもいいと。ただし、中学校は競争心を持たせて、切磋琢磨する場であるということを示したわけでありまして、やはり、子供達が未来に向かって強くたくましい人間として成長していくためには、集団生活の中で規範を守り、生きる力を育てていくというのがいうまでもなく大切じゃないかと。このことから、1学年、2学級から3学級の規模が望ましい。こういった規模でありますと、学級編成替えによってですね、人間関係の固定化も防ぐということもありますし、2学級から3学級が望ましいということから考えますと、やはり統合は避けられない。このように思っていますので、ひとつご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、統合後の空き施設の活用策は、校区の皆さん、いわゆる地域の皆さんのご意見をお聞きしながら、有効活用できるように幅広く検討して参りたい、このように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上であります。

松浦 恒義議長 青山教育長。



青山源隆教育長 はい、議長。

1 番、南議員さんのご質問にお答えいたします。

津幡町の河合谷小学校が特認校と聞くがどのような学校なのかということですが、特認校というのは、自然環境に恵まれた小規模な小中学校を対象として、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望のある場合には、通学状況や生活指導面など教育的な配慮のうえ、市町村で通学区域制度の弾力的運用を図り、そして小規模特認校を設定できるということとなっております。

ご質問の津幡町立河合谷小学校は、富山県境の山あい位置する学校で9年前に完全複式となり、現在は、児童数が全校で10名であり、うち本来の河合谷小学校区の児童が3名、河合谷校区以外の児童が7名という、こういう状況であります。

また、今年度1年生がいないという状況、教育的な観点から小規模の特認校の再検討をせざるを得ないのではないかと、このような状況になっているということでございます。

なお、小学校の再編整備につきましては、先ほど町長さんにご答弁なされましたので、よろしく願いいたします。以上でございます。

松浦 恒義議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

---

### 日程第3．議会運営委員会委員の選任及び産業建設常任委員長の互選

松浦 恒義議長 次に、議会運営委員の選任を行います。

お諮りをいたします。

議会運営員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、小田 芳治 君を指名いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

続いて、休会中、産業建設常任委員会が開催され、委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いた

します。

産業建設常任委員長に戸坂 忠寸計 君が選任された旨、報告がありました。

---

日程第3．町長提出 議案第133号ないし第147号

( 委員会付託 )

松浦 恒義議長 次に、町長提出 第133号ないし第147号を、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

---

( 休 会 )

松浦 恒義議長 続いて、休会の件について、お諮りいたします。

委員会審査等のため、明9日から14日までの6日間は、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし )

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、明9日から14日までの6日間は休会することに決しました。

次回は、12月15日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

( 午後 1時38分 散会 )

---